

4月から

炭

新しいごみ袋は 3月22日(火)より販売

にできるごみへ細分化

循環型社会の実現のため
新たなごみの分別を

ごみの埋立処分を行う最終処分場を
長持ちさせるため、町では4月から
新たに、炭にできるごみの炭化処理を
行います。毎年ごみを約1500t
埋め立て処分していましたが、このう
ち約1300tのごみを、資源とし
て生まれ変わらせることができます。
炭化処理後は、炭を土壌改良剤や融雪
剤などとして、町民の皆さんに還元す
る予定です。

最終処分場は、あと数年で満杯に
なり、新たに処分場を建設するには、
10億円以上の費用がかかると見込まれ
ていました。しかし、炭化処理を行う
ことにより、新たな処分場の建設を20
年以上遅らせることができ、町民の
皆さんの負担を軽減することができ
ます。

町はこれまでに、町内会や自治会、
事業所などを対象とした説明会を開催
し、広報で分別方法変更のPRをして
おり、4月1日より炭にできるごみ
の回収をスタートします。
新しい分別の手引書「家庭ごみの分
け方・出し方」を今号に折り込んでい
ますので、「その他のごみ」の細分別(炭
にできるごみ・炭にできないごみ)に
ご協力をお願いします。

その他のごみを細分化

今回行われるごみの分別の変更は、
その他のごみを細分別する変更です。
なお、生ごみや、資源ごみの分別につ
いては一切変更がありません。

今まで分別していただいていた『そ
他のごみ』を、『炭にできるごみ』
と『炭にできないごみ』の2種類に細
分化するものです。炭にできるごみの
指定袋は茶色、炭にできないごみの指
定袋は緑色となります。また現在、皆
さんが使われているその他のごみ袋
は、『炭にできないごみ袋』として引
き続きご利用いただけます。

なお、新しい指定ごみ袋については
3月22日(火)から各販売店で販売が始
まります。

しっかりと分けていただくことでごみ
の袋代は安くなりますので、皆さんの
ご協力をお願いします。

【問い合わせ】

町環境生活課環境対策グループ
☎ 7511

4月から
その他のごみを
2種類に細分化

炭にできないごみ

- ・革、ゴム製品
- ・ビニール製品
- ・リサイクルマークのないプラスチック製品
- ・ガラス製品

※ごみ袋は、今お使いの『その
他のごみ』袋を代用できます。

炭にできるごみ

- ・紙類
- ・木製品
- ・布類

※衣類などのファスナーやボタ
ンが金属製であれば、そのま
ま袋へ入れて構いません。

埋め立てごみ をリサイクル



指定管理者が決定しました

町民の皆さん、指定管理者、町の連携による施設運営を

昨年11月に募集いたしました24施設と非公募3施設の指定管理者が、1月19日に開催された町議会臨時会で決定しましたのでお知らせします。

公募施設は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、また、非公募施設は平成26年3月31日までの3年間、今回決定した指定管理者が各施設の管理運営を行っていきます。

今回の選定にあたっては、公募委員2人、推薦委員3人、町職員2人、



計7人の選定委員とアドバイザー2人（大学教授・公認会計士）により、昨年8月に栗山町指定管理者選定委員会を設置しました。

選定委員会では、12月までに計11回の委員会を開催し、募集前に募集要項・仕様書の確認や施設の状況調査、選定方法を定める選定マニュアルの作成などを行い、申し込み団体が決定した後は書類審査や公開プレゼンテーション・ヒアリングを行い、提案内容を評価しました。

選定は、各選定委員が選定基準に基づく9つの審査項目を、5段階で評価を行い、それを施設の類型ごとに設定した配点に応じて得点化する方法をとり、総合得点が最も高い団体を指定管理者候補者として選定しました。なお、総合得点が60点に満たない場合は選定しないものとしていましたが、60点に満たない団体はありませんでした。

また、非公募の3施設についても申し込み団体から提案内容の説明を受け、採決により指定管理者候補者を選定しました。

今回の募集にあたっては、施設の管理運営に利用者や地域の皆さんの声を反映する指定管理者協議会の設置を義務付け、きめ細やかな情報発信を行うことや、施設の管理運営に対する意見を伺う機会を設けることなど、これまで以上に皆さんとの連携を密にした運営を求めています。

本年4月から町民の皆さん、指定管理者、町が連携し、より効果的な施設運営と利用者サービス向上を図るさまざまな取り組みを展開してまいります。

※指定管理者選定委員会での選定経過および結果の詳細については、町ホームページに掲載するほか、カルチャープラザ、農村環境改善センター、南部公民館、総合福祉センター、まちの駅「栗夢プラザ」に選定結果報告書を配置していますのでご覧ください。

【問い合わせ】

町経営企画課行政経営グループ

☎ 7503

指定管理者選定結果（公募施設） 4月から5年間

施設名	応募者数	指定管理者	選定委員会	
			得点	主な選定理由
栗山公園、夕張川河畔広場	1団体	たかはしダリア	86.6	さまざまな事業展開や多様な情報発信により、交流人口増に努め、町の活性化を目指す基本的な考え方に期待ができる。 町全体の観光案内窓口という意識の高い取り組みや、公園案内所・案内看板・放送設備を充実させるなど利用者サービスの向上に期待ができる。
社会教育施設等（8施設） くりやまカルチャープラザ、南部公民館、南部地区町民センター、農村環境改善センター、農村環境改善センターテニスコート、開拓記念館、泉記念館、ファープルの森観察飼育舎	1団体	(株)日東総業	75.9	指定管理責任者として「地域連携推進員」の配置を計画するなど、主要施設となるカルチャープラザ、農村環境改善センター、南部公民館の3館連携による生涯学習支援活動の事業展開に期待ができる。
社会体育施設（12施設） スポーツセンター、総合グラウンド、栗夢広場、栗山運動公園、ふじスポーツ広場、ふじ交流センター、町民球場、栗山公園球場、栗山公園弓道場、栗山水泳プール、角田水泳プール、継立水泳プール	2団体	スイテック・グループ共同事業体（代表） (株)スイテック（構成団体） (有)マルエ渡会興商 長谷川体育施設(株)	72.0	これまでの経験とスポーツプログラマーなどの人材を生かし、総合型地域スポーツクラブの実現を意識した事業展開に期待ができる。 全国的に競技場の芝管理など、体育施設の管理実績を有する専門事業者との共同事業体により、これまで以上の施設の維持管理に期待ができる。
パークゴルフコース 栗山ダムパークゴルフコース 御園パークゴルフコース	2団体	クリーンセンター(株)	77.1	3年間の経験からパークゴルフ場における現状分析と、それを踏まえた今後の事業展開の具体的な提案があり、施設の運営に期待ができる。 国際パークゴルフ協会認定のアドバイザーや、実務経験を有する職員の配置など、利用者サービスや、施設の維持管理の向上に期待ができる。

指定管理者選定結果（非公募施設） 4月から3年間

施設名	指定管理者	選定委員会の主な選定理由
ふれあいプラザ	特定非営利活動法人 くりやま	自然環境の専門知識や経験豊富な人材を有し、自然環境教育活動のさらなる事業展開、特に自然関係団体や他施設との連携事業、町内小中学校に対する教育的サービス向上の取り組みなど、本町が進めるふさと自然教育をさらに推進する取り組みに期待ができる。
図書館	特定非営利活動法人 くりやま	3年間の実績や司書のさらなる専門性向上への取り組み、また、町内関係団体との連携による委託事業の適正な実施と新たな自主事業の提案など、より町民に親しまれる図書館運営に期待ができる。
勤労者福祉センター	栗山地区連合会	3年間の実績や、これまで独自に取り組まれた施設修繕や新たな自主事業の実施による利用者拡大の取り組みなど、適正かつ効率的な施設の管理運営に期待ができる。



第17回統一地方選挙

4年に一度の統一地方選挙は、これからの北海道や栗山町の方向を決める重要な選挙です。貴重な一票を無駄にすることなく、皆さん必ず投票しましょう。

4月10日(日) 投票日 午前7時から午後7時まで

- 北海道知事選挙／告示日3月24日(木)
- 北海道議会議員選挙／告示日4月1日(金)

4月24日(日) 投票日 午前7時から午後7時まで

- 栗山町議会議員選挙／告示日4月19日(火)

知事・道議選挙

○住所要件

知事選挙は、3月23日(基準日)現在、道議会議員選挙は、3月31日(基準日)現在で、本町に引き続き3カ月以上住民登録されている方

▼転出された方

知事選挙は昨年12月24日以降、道議会議員選挙は今年1月1日以降に道内の他市町村に転入届(1回に限る)を提出された方は、投票日当日に栗山町の住んでいた住所の投票所、または、期日前投票期間中に栗山町の選挙管理員会で期日前投票所をすることができます。また、転出先の市町村で不在者投票をすることができます。

いずれの場合も、転出先の市町村長、または、それ以外の市町村長が発行する「引き続き住所を有する旨の証明書」を同時に提出しなければなりません。

▼転入された方

知事選挙は昨年12月24日以降、道議会議員選挙は今年1月1日以降に、道内の他市町村から栗山町に転入届を提

出された方は、投票日当日に前住所地の投票所、または、期日前投票期間中に前住所地の期日前投票所で投票することができます。また、栗山町選挙管理員会で不在者投票をすることができます。

いずれの場合も、栗山町長、または、それ以外の市町村長が発行する「引き続き住所を有する旨の証明書」を同時に提出しなければなりません。

○年齢要件

平成3年4月11日までに生まれた方(平成23年4月10日現在で満20歳以上)

町議選挙

○住所要件

4月18日(基準日)現在で、本町に引き続き3カ月以上住民登録されている方
本町の選挙人名簿に登録されている方も、投票日までに他市町村へ転出された方は町議選挙の投票はできません。今回新たに名簿に登録された方は、下表の縦覧日に確認してください。

○年齢要件

会に申し出てください。

▼身体障害者手帳1・2級(両下肢・体幹・移動機能の障がい)、1・3級(心臓・腎臓などの内臓障がい)、1・3級(免疫・肝臓の障がい)をお持ちの方
▼介護保険の要介護状態区分が、被保険者証要介護5の方

期日前投票・不在者投票のできる期間

○それぞれの選挙の告示日の翌日から投票日の前日まで。
○受付時間は、午前8時30分から午後8時までの間、町選挙管理委員会(役場旧庁舎1階)で行っています。(土・日曜日投票できません。)

投票所・入場券

○投票所入場券に記載されている指定の投票所で投票ください。
○知事・道議選挙の入場券は4月1日(金)ころ、また、町議選挙は4月19日(火)ころに郵送します。
○入場券は大切に保管し、投票日に忘れず持参してください。もし紛失したり、当日忘れた方は、投票所の受付に申し出て再交付を受けてください。

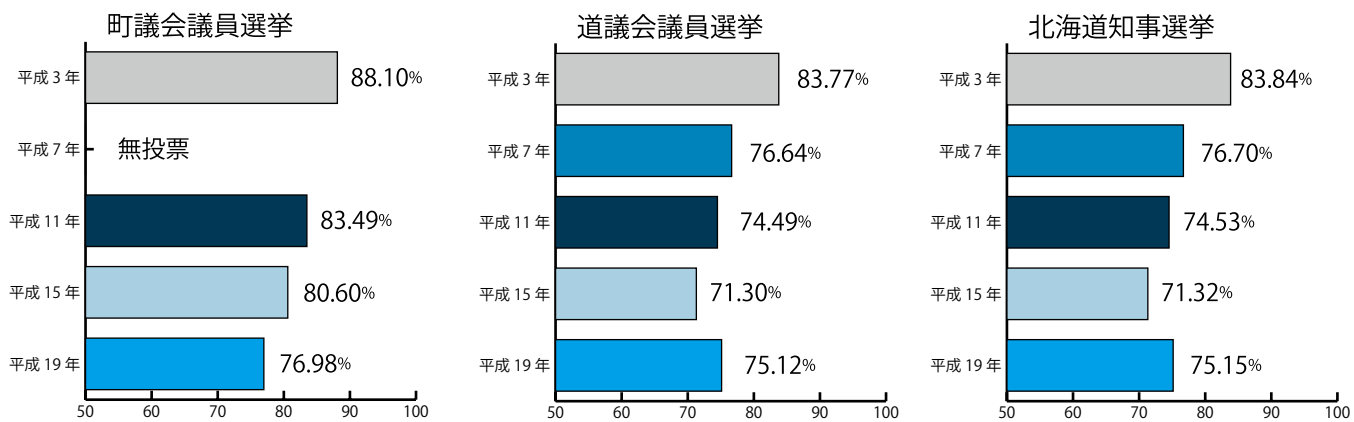
開票

開票はそれぞれ投票日当日の、午後8時から町スポーツセンターで行います。

問い合わせ

町選挙管理委員会事務局
☎1362

栗山町の各選挙の投票率(平成3年から)



選挙名	登録基準日	新登録者		名簿縦覧日	名簿縦覧時間・場所
		投票日現在満20歳以上の方	転入した方		
知事	3月23日(水)	平成3年4月11日までに生まれた方	昨年12月23日までに転入届をした方	3月24日(木)	午前8時30分～午後5時 役場住民福祉課 および 南部公民館
道議	3月31日(木)		昨年12月31日までに転入届をした方	4月1日(金)	
町議	4月18日(月)	平成3年4月25日までに生まれた方	今年1月18日までに転入届をした方	4月19日(火)	

直通電話番号一覧



くらし

役場代表電話 72-1111

住民福祉課

住民保険グループ

・介護保険など 73-7507

・国保や医療給付など 73-7508

・住民票、国民年金など 73-7509

福祉・子育てグループ

・保育所、障がい者・高齢者福祉など

73-2222



地域医療・保健対策室

・高齢者総合相談など 73-2255

・予防接種、健診など 73-2256



環境生活課

・交通安全、墓園、犬の登録など

生活安全グループ 73-7510

・ごみ・環境衛生など

環境対策グループ 73-7511



建設水道課

・工事入札、公営住宅、道路の管理など

総務管理グループ 73-7512

・道路・橋りょう事業、建築確認など

技術グループ 73-7513

・水道料金、下水道使用料など

上下水道グループ 73-7514



税務課

課税グループ

・固定資産税、軽自動車税など

73-7504

・確定申告、住民税、国保税など

73-7505

税金対策室

・納税の相談など

73-7506

産業

産業振興課

・農畜産業、林業、有害鳥獣など

農業振興グループ 73-7515



くりやまブランド推進室

・商工業、観光、雇用など 73-7516

農業委員会事務局

・農地の移動・転用など 73-7518

議会・選挙

議会事務局 73-7517

選挙管理委員会事務局 72-1362

まちづくり・総務

総務課

・秘書、条例、職員の採用・給与、防災計画など

総務グループ 72-1111

・広報くりやま、ホームページ、地域情報化など

広報・情報グループ 73-7501

経営企画課

・総合計画、統計調査など

地域政策グループ 73-7502

・予算編成、交付税、行財政改革など

行政経営グループ 73-7503

出納室

・公金業務

73-7500

役場の電話が直通電話に

かけたいところに直接つながります

役場庁舎の担当課に直接電話がかけられる「直通電話」を開設しました。これまででは、代表電話にお電話をいただき、電話交換手にご用件をお伺いして担当課におつなぎしていましたが、今後はご用件のある担当課に直接電話をかけることができます。

皆さんが直通電話番号をご利用いただくことで、お取り次ぎ時間が短縮し、通話料金が削減できることや、町の電話交換業務を削減することができ、役場に電話をおかけの際には、ぜひ直通電話のご利用をお願いします。

なお、問い合わせ先がわからないときや、土・日曜日、祝日など役場が閉庁しているときは、従来どおり役場代表電話 72-1111 をご利用ください。※役場から皆さんに電話をかけた場合は、各担当課の電話番号が着信履歴として表示されます。

直通電話のイメージ

建設水道課

上下水道グループ

直通電話番号

73-7514に電話

水道料金のことで電話しましょう！



同じことを何度も話さなくてすむので良いわ！

直接担当課へ

- ・待ち時間が短縮
- ・通話料もお安く



担当課

